

サービス付き高齢者向け住宅の登録のフロー

(平成 30 年 4 月 1 日以降)

これまで神戸市住宅政策課で行っていた登録窓口業務を**兵庫県住宅建築総合センター（住建センター）**へ移管します。

新規登録、変更登録、更新登録に係る書類は**全て兵庫県住宅建築総合センターへご提出**をお願いします。（提出部数は正本 1 部と副本 2 部となります。※返却しません）

書類提出後の修正があった場合も、書類の提出は全て兵庫県住宅建築総合センターへお願いします。

